

南伊勢町ふるさとのづくり支援事業募集要領

1. 目的

地域資源を活用した新商品開発等に取り組む企業等に対して支援を行うことにより、地域産業の育成・振興により地域における投資や雇用の創出を促進することを目的とする。

2. 概要

一般財団法人地域総合整備財団（以下「ふるさと財団」という。）が実施する「ふるさとのづくり支援事業」の補助金申請を本町から行い、採択された場合、別途制定の要綱により、本町から補助金の交付を行う。

3. 補助対象事業

将来的に事業化・量産化が可能な特徴ある新商品開発を行うことで地域産業の発展が図られる事業。または、これまでに新商品開発に取り組み、試作品が完成したものの商品化に至っていないものについて、商品化に向けた事業化・市場調査・販路開拓等を実施する事業。

4. 補助対象者

本町内に所在する事業所にて補助対象事業を行い、下記のいずれにも該当する事業者。

- (1) 申請時点において、法人格を有すること
- (2) 債務超過の状況でないこと
- (3) 新商品を自らが研究開発し、その商品を製造又は販売できる者であること
- (4) 町税を滞納していないこと

ただし、下記のいずれかに該当する場合は、対象外とする。

- (1) 補助対象事業が他の補助金を受けている場合
- (2) 補助を受けようとする企業等が新商品開発の主要部分を他に委託する事業である場合
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を含む事業者である場合

5. 補助上限金額

ふるさと財団「ふるさとのづくり支援事業実施要綱」（以下「ふるさと財団・実施要綱」という。）により交付決定された額を本町より交付します。なお、ふるさと財団にて採択されなかった場合、補助金は交付しない。

6. 補助率

ふるさと財団・実施要綱に準ずる。

7. 対象経費

ふるさと財団・実施要綱に準ずる。

8. 申請手続き

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ふるさと財団ふるさとものづくり支援事業補助金対象事業申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 町税に滞納がないことの証明書
- (3) ふるさと財団・実施要綱の補助対象事業概要書（別記様式第2）
- (4) ふるさと財団・実施要綱の補助対象事業計画書（別記様式第3-1又は別記様式第3-2）
- (5) 審査に関する書類（様式第3号）
- (6) 定款（定款のない場合はこれに類するもの）
- (7) 直近3カ年分の事業報告書、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書
- (8) 申請者の沿革が記載されたパンフレット等
- (9) その他申請にあたり必要な補足資料

9. 申請期限

原則、ふるさと財団・実施要綱に記載されている補助金交付申請期限の2週間前まで。

10. 選考方法

(1) 町における確認

提出された提案申込書等により書面審査を行い、この募集要領に合致しているかの確認を行う。この確認を通過した提案を、町からふるさと財団に提出する。

(2) ふるさと財団における審査

ふるさと財団において、事業内容の審査を行い、採択又は不採択を決定する。

(3) 南伊勢町議会における議決

ふるさと財団が採択した提案について、南伊勢町議会に予算案を提案し、議決を経て、提案者に交付決定を行う。

10. 審査

(1) 審査会の設置

本町がふるさと財団ふるさとものづくり支援事業補助金に申請する事業を選定するため、透明性及び公平性を確保し、適正に事業を選定することを目的とした南伊勢町ふるさとものづくり支援事業審査会設置要綱(以下「審査会」という。)を設置する。

なお、様式第1号により申請があった場合に開催する。また、審査会は非公開とする。

(2) 審査方法

ア 以下の基準をもって採点を行う。

I 審査基準

項目	評点	配点
地域性	5：地域資源や地域特性に着目し、極めて有効に活用して新商品の開発に取り組むもの 4：地域資源や地域特性を活用して、新商品の開発に取り組むもの 3：今回の商品開発に取り組むことにより、新たに地域資源や地域特性となり得るもの 2：地域性がやや低い 1：地域性が低い ※地域性は評点×2を点数とする	10
新規性	5：開発する新商品等に新規性が特に高く類似製品がない 4：開発する新商品等の概念、製法等に多いに新規性が認められる 3：開発する新商品等の概念、製法等に新規性が認められる 2：開発する新商品等の新規性は認められるものの類似製品がわずかながら存在するもの 1：開発する新商品等の新規性が特に低く類似製品が存在するもの	5
市場性	5：市場の拡大が大いに期待できるもの 4：市場の拡大が期待できるもの 3：市場の拡大が見込まれるもの 2：市場の拡大が懸念されるもの 1：市場の拡大が期待できないもの	5
実現可能性	①研究体制、②スケジュール、③営業体制、④ノウハウ、⑤企業体力の観点から以下の点数を付与 5：実現可能性が特に高い 4：実現可能性が高い 3：実現可能性がある 2：実現可能性が低い 1：実現可能性が特に低い	5
合計		25

II 加点措置

以下に該当する案件は、各号につき1点加点する。

- (i) 商品開発において新技術を導入する事業
- (ii) 産官学金との連携による実施体制が整っている事業
- (iii) 公益性や地域への貢献があると判断できる事業
- (iv) 循環経済への取組などグリーン社会の実現に寄与する事業

- (v) A I 技術の活用など生産性向上に資するデジタル技術の活用事業
- (vi) 申請時点において試作品が完成しており、具体的な商品開発、販売に向けた計画が整備されている事業（新商品開発等支援補助金に限る）

III その他

特別考慮すべき事項がある場合には最大2点加減して評価することができるものとする。

イ 会長及び各委員の評価点がそれぞれ15点以上となった事業について、合議により申請事業を選定する。

ウ 選定した申請事業について、下記審査基準による会長及び各委員の評価点をもとに、本町が抱える地域課題や財政等の状況に鑑み、合議により上乗せ補助額を決定する。

I 審査基準

項目	評点	配点	配点参考 (審査員 4人の例)	上 乗 せ 補 助 率 (町費)
公益性及び 地域への貢 献性	5:公益性や地域への貢献が特に高い	評点× 人数	16点以上	1/10
	4:公益性や地域への貢献が高い			
	3:公益性や地域への貢献がやや高い		12点以上	1/20
	2:公益性や地域への貢献がある			
	1:公益性や地域への貢献が低い		11点以下	なし

※町費上乗せ 1/10 の場合は、ふるさと財団からの補助率 8/10（過疎地 7/10＋上乗せ 1/10）と合わせ 9/10 の補助率となる。

(3) 選定結果の通知

選定を受けた全ての者に対してふるさとものづくり支援事審査結果通知書（様式第4号）により通知する。なお、結果に関する問合せ、異議申立ては受付けないとともに、選定経緯については公表をしない。

11. 結果通知

ふるさと財団より当町に採択結果通知が届いたときは、結果通知に基づきふるさとものづくり支援事業採択結果通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

12. その他

ここに記載されていない事項については、ふるさと財団・実施要綱等に準ずる。